

兵庫県公報

令和7年3月31日 月曜日 第17号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	6

公布された法令のあらまし

◎職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第3号）
行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月31日

兵庫県人事委員会
委員長 大久保 和 代

兵庫県人事委員会規則第3号

職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第1条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款を次のように改める。

知事 の事 務部 局	本庁	(1) 技監 (2) 理事 (3) 会計管理者 (4) 部長 (5) 局長（行政職9級の者に限る。） (6) 参事（行政職10級及び9級の者に限る。）	1種
		(1) 秘書広報室長 (2) 県庁舎整備プロジェクト室長 (3) 局長（行政職9級の者を除く。） (4) 出納局長 (5) 工事検査室長 (6) 次長 (7) 公館長	2種

		(1) 参事（行政職 8 級及び医師・歯科医師職 4 級の者に限る。） (2) 課長 (3) 職員相談員	3 種
		(1) 室長 (2) 参事（行政職 8 級及び 9 級並びに医師・歯科医師職 4 級の者を除く。） (3) 官（行政職 7 級及び 6 級並びに医師・歯科医師職 4 級の者に限る。） (4) 主任広報専門員 (5) 職員健康相談員 (6) 主任技術専門員（行政職 7 級の者に限る。）	4 種
		(1) 副課長 (2) 班長（行政職 6 級及び医師・歯科医師職 3 級の者に限る。） (3) 研究参事	5 種
		水産漁港課はやたか船長	7 種
地方 機関		(1) 県民局長及び県民センター長 (2) 東京事務所長 (3) 自治研修所長 (4) 広域防災センター長 (5) 県立健康科学研究所長 (6) こども家庭センター所長（行政職 9 級の者に限る。） (7) 県立工業技術センター所長 (8) 県立ものづくり大学校長 (9) 県立農林水産技術総合センター所長 (10) 県立淡路景観園芸学校校長 (11) 森林動物研究センター所長	1 種
		(1) 県民局の副局長及び県民センターの副センター長 (2) 県民局及び県民センターの室長（行政職 8 級の者に限る。）及び参事（行政職 8 級及び医師・歯科医師職 4 級の者に限る。） (3) 但馬長寿の郷長 (4) 県税事務所長（行政職 8 級の者に限る。） (5) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職 4 級の者に限る。） (6) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職 8 級の者に限る。） (7) 土木事務所長（行政職 8 級の者に限る。） (8) 県立健康科学研究所副研究所長 (9) こども家庭センター所長（行政職 8 級の者に限る。） (10) 県立総合衛生学院長 (11) 県立ものづくり大学校副大学校長 (12) 県立工業技術センター次長 (13) 県立農林水産技術総合センター次長	2 種

	(1) 兵庫県民総合相談センター所長 (2) 兵庫陶芸美術館長 (3) 県民局及び県民センターの室長（行政職8級の者及び事務所の室長を除く。） 及び参事（行政職8級の者及び事務所の参事を除く。） (4) 県立男女共同参画センター所長 (5) 但馬長寿^{あま}の郷の管理部長 (6) 県税事務所長（行政職8級の者を除く。） (7) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職4級の者を除く。） (8) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職8級の者を除く。） (9) 農業改良普及センター所長（行政職7級の者に限る。） (10) 但馬水産事務所長 (11) 土地改良事務所長 (12) 土地改良センター所長（行政職7級の者に限る。） (13) 土木事務所長（行政職8級の者を除く。） (14) 尼崎港管理事務所長 (15) 姫路港管理事務所長 (16) 東京事務所次長（総括次長に限る。） (17) 自治研修所次長 (18) 職員健康管理センターの所長及び室長 (19) 職員会館長 (20) 消費生活総合センターの所長 (21) 保健所長 (22) こども家庭センター所長（行政職9級及び8級の者を除く。） (23) 女性家庭センター所長 (24) 県立明石学園長 (25) 県立総合衛生学院副学院長 (26) 食肉衛生検査センター所長 (27) 動物愛護センター所長 (28) 県立身体障害者更生相談所長 (29) 精神保健福祉センター所長及び次長 (30) 県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校長 (31) 県立但馬技術大学校の副大学校長及び部長 (32) 県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校長 (33) 県立神戸高等技術専門学院長 (34) 県立障害者高等技術専門学院長 (35) 兵庫障害者職業能力開発校長 (36) 旅券事務所長 (37) 県立農林水産技術総合センターの参事、農業大学校長及び技術センター所長 (38) 家畜保健衛生所長 (39) 森林大学校長 (40) 六甲治山事務所長 (41) 森林動物研究センター次長 (42) 県立淡路景観園芸学校副校長	3種
--	---	----

	(1) 兵庫県民総合相談センター次長 (2) 広域防災センターの消防学校長 (3) 消費生活センター長 (4) こども家庭センターの参事（医師・歯科医師職4級の者に限る。） (5) 農業改良普及センター所長（行政職7級の者を除く。） (6) 県税事務所の収税室長及び課税室長 (7) 健康福祉事務所の福祉室長 (8) 土地改良センター所長（行政職7級の者を除く。） (9) 土木事務所の室長 (10) 参事（県民局及び県民センターの参事（事務所の参事を除く。）を除く。） (11) 東京事務所次長（総括次長を除く。） (12) 消費生活総合センターの副所長及び部長 (13) 広域防災センターの部長 (14) 県立健康科学研究所の危機管理部長 (15) 県立明石学園副園長（行政職7級の者に限る。） (16) 県立総合衛生学院事務部長 (17) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職7級の者に限る。） (18) 動物愛護センターの支所長（行政職7級の者に限る。） (19) 県立知的障害者更生相談所長 (20) 県立工業技術センター総務部長 (21) 県立ものづくり大学校企画部長 (22) 県立農林水産技術総合センター総務部長 (23) 県立農林水産技術総合センター農業大学校統括農業教育専門官 (24) 県立農林水産技術総合センター農業大学校の室長 (25) 森林動物研究センターの部長 (26) 県立淡路景観園芸学校総務部長	4 種
	(1) 副所長 (2) 室長補佐及び所長補佐 (3) 広域防災センターの消防学校副校長 (4) 県立健康科学研究所の部長（危機管理部長を除く。） (5) 県立明石学園副園長（行政職6級の者に限る。） (6) 県立総合衛生学院の看護・介護部長、看護・介護部参事及び事務部次長 (7) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職6級の者に限る。） (8) 動物愛護センターの動物管理事務所長及び支所長（行政職6級の者に限る。） (9) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）、総務部次長及び工業技術支援センター所長 (10) 県立ものづくり大学校の企画部次長並びに姫路職業能力開発校の副校長及び次長 (11) 県立但馬技術大学校の部次長及び豊岡職業能力開発校副校長 (12) 県立神戸高等技術専門学院副学院長 (13) 県立障害者高等技術専門学院副学院長 (14) 兵庫障害者職業能力開発校副校長 (15) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、企画調整・経営支援部長、技術センターの部長、病虫害防除所長並びに但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長 (16) 森林大学校副校長	5 種

	(17) 森林動物研究センター業務部副部長 (18) 県立淡路景観園芸学校総務部次長	
	(1) 県立工業技術センターの室長及び部次長 (2) 県立農林水産技術総合センターの農業技術センター次長及び水産技術センター但馬水産技術センター次長	6 種
	県立農林水産技術総合センター水産技術センターの新ひょうご船長及びたじま船長	7 種

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項中「元町プロジェクト室長」を「県庁舎整備プロジェクト室長」に改め、同款職員健康管理センターの項を次のように改める。

職員健康管理センター	所長 参事 室長 所長補佐 健康づくり課長
------------	-----------------------

別表知事部局の款こども家庭センターの項を次のように改める。

こども家庭センター	所長 参事（医師・歯科医師職4級の者に限る。） 副所長 所長補佐 総務企画課長 総務課長
-----------	--

別表知事部局の款県立身体障害者更生相談所の項中「副所長」を「総務事業課長」に改め、同款県立知的障害者更生相談所の項中「副所長」を「総務事業課長」に改める。

(職員の定年等に関する規則の一部改正)

第3条 職員の定年等に関する規則（昭和59年兵庫県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 広域水道事務所若しくは利水事務所の副所長又は水質管理センターの所長

(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第3号の項中「一般社団法人地方税電子化協議会」を「地方共同法人地方税共同機構」に改める。

別表第2条例第9条第1号の項中第5号を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 大久保 和 代

兵庫県人事委員会告示第3号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。
別表第1知事の内部部局の項中「元町プロジェクト室長」を「県庁舎整備プロジェクト室長」に改める。
別表第1県立男女共同参画センターの項及び県民局又は県民センターの項を次のように改める。

県立男女共同参画センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐 企画啓発専門員	副所長 所長補佐 主任企画啓発専門員		所長		
県民局又は県民センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	参事	副局長 副センター長 参事	局長 県民センター長 参事	
室	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 多自然地域づくり専門官 文化専門員 消費生活専門員 環境専門員 産業観光専門員 班長 課長補佐	室長補佐 主任文化専門員 主任消費生活専門員	室長 参事	室長		
消費生活センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 消費生活専門員 課長補佐	室長補佐 主任消費生活専門員	消費生活センター長			
県税事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 室長 税務専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任税務専門員	所長 参事 室長	所長		
健康福祉事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐 健康福祉専門員 健康管理専門員 健康指導専門員 栄養指導専門員 地域保健専門員 衛生安全専門官 監査指導専門員	副所長 所長補佐 主任健康福祉専門員 主任健康管理専門員 主任栄養指導専門員 主任地域保健専門員 主任衛生安全専門官 主任監査指導専門員	所長 参事 福祉室長			
但馬長寿の郷	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	管理部長	但馬長寿の郷長		
農林(水産)振興事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 所長補佐 農政専門員 森林専門員 技術専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政専門員	所長 参事	所長		
農業改良普及センター	主事	副主任	主任 副主任	普及主査	課長 農政専門員 課長補佐	所長 所長補佐 主任農政専門員	所長			
但馬水産事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農政専門員 水産業専門技術員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政専門員	所長			
土地改良事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 技術専門員 農政専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政専門員	所長 参事	所長		
土地改良センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農地整備専門員 技術専門員 農政専門員 課長補佐	所長 所長補佐 主任農政専門員	所長			
六甲治山事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農政専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政専門員	所長			

土木事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 技術専門員 土木事務専門員 課長補佐	所長 副所長 所長補佐 主任技術専門員 主任土木事務専門員	所長 室長 参事	所長		
尼崎港管理事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 技術専門員 土木事務専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任技術専門員 主任土木事務専門員	所長 室長			
姫路港管理事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 技術専門員 土木事務専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任技術専門員 主任土木事務専門員	所長			

別表第1 こども家庭センターの項中「こども総括監」を削る。

別表第1 県立明石学園の項を次のように改める。

県立明石学園	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 児童支援専門員 課長補佐	副園長 所長補佐	園長			
--------	----	-----	-----------	------------	-----------------------	-------------	----	--	--	--

別表第1 県立身体障害者更生相談所の項及び県立知的障害者更生相談所の項を次のように改める。

県立身体障害者更生相談所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 調整専門員 課長補佐	主任調整専門員 所長補佐	所長			
県立知的障害者更生相談所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 調整専門員 課長補佐	主任調整専門員 所長補佐	所長			

別表第1 県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の項を次のように改める。

県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校	主事	副主任	主任 副主任	機関長 通信長 主査	事務長 船長 課長補佐 航海長 機関長 通信長 学校事務専門員 学校技術専門員	事務長 船長	事務長			
----------------------------	----	-----	-----------	------------------	--	-----------	-----	--	--	--

別表第1 備考2中「こども総括監、」を削り、同表備考3中「副校長」の右に「、県立総合衛生学院の副学院長」を加える。

別表第2 備考2中「県立農林水産技術総合センター」を「県立工業技術センターの工業技術支援センター所長及び県立農林水産技術総合センター」に改める。

別表第3 職員健康管理センターの項を次のように改める。

職員健康管理センター	職員	室長 医長	所長 参事 室長 医長	所長 室長
------------	----	----------	----------------------	----------

附 則
この告示は、令和7年4月1日から施行する。